

財形期日指定定期預金規定



改定日 2025 年 2 月 3 日

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上とし年 1 回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については通帳の発行にかえ、財形期日指定定期預金ご契約の証(以下「ご契約の証」という。)を発行し預入れの残高を 6 か月に 1 回書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は預入日の 1 年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(規定第 8 条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は継続停止の申出があった場合に、次の各号以下に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。
 - ② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
 - ③ 前記①または前記②による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
 - ④ 前記①または前記②により定められた満期日以後に解約されないまま 1 か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、前記①、前記②による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算

します。

- ①1年以上2年未満…………店頭表示の預金利率表記載の「2年未満」の利率
- ②2年以上…………店頭表示の預金利率表記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 規定第8条(1)により解約する場合および規定第8条(6)、規定第8条(7)により解約する場合には、その利息は預入日(継続した時は最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6か月未満…………2年以上利率×30%
 - ②6か月以上1年未満…………2年以上利率×40%
 - ③1年以上1年6か月未満…………2年以上利率×50%
 - ④1年6か月以上2年未満…………2年以上利率×60%
 - ⑤2年以上2年6か月未満…………2年以上利率×70%
 - ⑥2年6か月以上3年未満…………2年以上利率×90%

※なお、2025年2月2日までの契約については、以下の通りです。

- (5) 規定第8条(1)により解約する場合および規定第8条(6)、規定第8条(7)により解約する場合には、その利息は預入日(継続した時は最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6か月未満…………解約日における普通預金の利率
 - ②6か月以上1年未満…………2年以上利率×40%
 - ③1年以上1年6か月未満…………2年以上利率×50%
 - ④1年6か月以上2年未満…………2年以上利率×60%
 - ⑤2年以上2年6か月未満…………2年以上利率×70%
 - ⑥2年6か月以上3年未満…………2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します

6.(取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由無く指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制

限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前記(1)、前記(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から前記(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、規定第8条(7)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、規定第8条(7)各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「ご契約の証」とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。
この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
 - ①解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
 - ②同一口座に複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。
 - ③預入日(継続したときは最後の継続日)からの日数が同じ預金が複数口ある場合は当金庫所定の方法で解約します。
- (4) 前記(3)の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - a. その預金にかかる払戻言求額が1万円未満の場合は、1万円。

b. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

(5) 前記(2)の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

(6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が規定第13条(1)に違反した場合

③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および規定第6条(1)および規定第6条(2)の定めにもとづき預金者の情報等が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引等に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥前記①から前記⑤の疑いがあるにも関わらず正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合、もしくは住所等不明等の理由により確認できる見込みがない場合

⑦規定第6条(1)から規定第6条(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合

(7) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め

られる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に目与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を段損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他本号 A から D に準ずる行為

9. (届け出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) ご契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) ご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお再発行に際しては、当金庫所定の手数料をご負担いただきます。

10.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)、前記(2)と同様に、直ちに届出てください。
- (4) 前記(1)から前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに届出てください。
- (5) 前記(1)から前記(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その地の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻

しの額に相当する金額について、規定第12条により補てんを請求することができます。

12.(盗取されたご契約の証を用いて行われた解約または書替継続による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①ご契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を規定11条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への通知が、このご契約の証が盗取された日(ご契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②ご契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた

限度において同様とします。

- (6) 当金庫が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる解約請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたご契約の証を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡、または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。「ご契約の証」は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前記②の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用

するものとしします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

15. (通知等)

届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.(規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとしします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以上